



® 平成 30 年 12 月 25 日 (火)

No. 14841 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆今こそ知財教育を —我が国に求められる
人材像からの考察— (1)

☆知的財産研修会(知財活用の局面・目的に
応じた知的財産価値評価の実務) (7)

今こそ知財教育を

—我が国に求められる人材像からの考察—

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

知的財産コンサルティング室 副主任研究員

上野 翼

1. はじめに

2015年の知的財産推進計画で「知財人材の戦略的な育成・活用」が大きなミッションとして掲げられて以来、知財教育に対する注目が年々高まってきている。現在、知財教育に関する施策は、知的財産戦略推進事務局が中心となって検討しており、その過程で知財教育のあり方や展開方法等を議論する会

議体(知財創造教育推進コンソーシアム)が設置されたほか、具体的に知財教育を普及していくために、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州にも地域版のコンソーシアムを設置していくための準備が進められているところである。

そもそも、知財教育は2002年の知的財産戦略大綱の中でも知的財産の創造戦略の一要素として位置付

SANKYO

PATENT
ATTORNEYS
OFFICE

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456 (代表) FAX: 06-6233-1471 (代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

三協国際特許事務所

会長 小 谷 悦 司 (機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川 瀬 幹 夫 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 櫻 井 幸 智 (電気・電子)
弁理士 西 井 幸 浩 (機械)
弁理士 脇 谷 祐 久 (電気・電子)
弁理士 大 塚 祐 治 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 福 山 彦 成 (電気・電子)
弁理士 佐 山 美 成 (化学・材料)
弁理士 本 下 綾 志 (化学・材料)
弁理士 上 田 敦 志 (機械)
弁理士 土 田 正 知 (化学・材料)
弁理士 出 田 幸 恵 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 中 井 幸 雄 (機械・電気)
弁理士 山 井 和 博 (化学・材料・機械)
弁理士 山 井 俊 俊 (機械・化学・材料)

所長 小 谷 昌 崇 (機械)
弁理士 村 松 敏 郎 (機械)
弁理士 平 田 洋 也 (電気・電子)
弁理士 並 藤 鉄 也 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐 藤 千 晶 (機械)
弁理士 西 林 千 高 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 渡 辺 弘 平 (電気・電子)
弁理士 津 邊 孝 介 (電気・電子)
弁理士 福 成 武 彦 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 山 本 勉 孝 (機械)
弁理士 西 村 孝 平 (電気・電子)
弁理士 中 村 康 直 (機械・化学・材料)
弁理士 杉 田 洋 昌 (機械・化学・材料)
弁理士 杉 田 三 志 (機械)

けられており (図表1)、我が国において重要な知財政策の一つであることは確かであり、決して昨今急に登場した新しい概念ではない。

こうした背景のもと、知財教育の手法論等に関する研究が一部の大学等で行われるようになってきている。

また、10年以上前から一部関係者の間で知財教育の必要性が訴えられてきており、例えば、一般社団法人日本知財学会の中では、2007年2月に知財教育分科会が発足しており、以降毎年複数回の研究会 (知財教育研究会) が開催され (図表2、3)、現在では45回を数える (2018年11月現在)。

では、こうした知財教育の考え方が、全国の学校で広く取り入れられているかというと、実はそうではない。残念ながら、知財教育自体はまだまだ普及しておらず、こうした内容に興味を持つ教員が在籍する一部の学校でのみ実施されるに留まっているのが現状である。それは、知財教育の定義やイメージが曖昧であることや、教えられる教員がいないこと、また教え方もわからないこと等、様々な問題が重なったことが原因であると考えられる。

本稿では、そもそも「知財教育とは何か」というところから改めて考えたうえで、「なぜ今、知財教育が必要であるのか」という点について考察していきたい。

図表1 知的財産戦略大綱での知財教育に関する記述

小学校の早い段階から自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行い、その後、年齢に応じた知的財産教育を通じて、独創性・個性を尊重する文化環境を構築していかねばならない。とりわけ、知的財産の創造を担う人材、基幹的な発明を創造する基盤を確固たるものとする観点から、初等・中等教育を充実させ、創造的な意識を醸成する教育を進めることが必要である。

資料) 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」(2002年7月)より一部抜粋

図表2 知財教育分科会で2018年度に取り扱ったテーマ (例)

- 知財教育と企業人材育成の接点
- 高等専門学校学生による小学生向け知財模

擬授業実施に関わる諸課題について

- 現代のエジソン育成のためのコーチング志向型モデリングによる創造性教育
- 商品開発・知的財産・ビジネスモデルの有機的なリレーション
- 知財の教育素材としての伝統野菜
- 知財創造教育の実施に向けた取組状況について
- 中等教育段階における知財教育の実践例
- 新しい高等学校学習指導要領案を検討する

資料) 知財教育分科会WEBサイトより一部抜粋

図表3 知財教育分科会の様子



資料) 知財教育分科会提供

2. 知財教育とは何か

(1) 知財教育に対するイメージ

知財教育とは何か。こう問いかけられた際に、読者の方はどのようなことを考えるであろうか。「特許出願の流れ等、特許制度を教えること」「著作権に関するルールを教えること」というような、制度・ルールに関する教育を思い浮かべる方もいるのではないだろうか。

もちろん、それを否定するつもりはなく、知財教育の「一部」であることには間違いのないであろう。重要なのは、あくまでもそうした教育が知財教育の「一部」であり、知財教育はもっと広い概念で構成されるものである、ということだ。

(2) 知財教育の定義を考える

知財教育の定義やイメージが曖昧なままだと、それが普及しなかったり、あるいは間違った (偏った) 内容で普及してしまったりする恐れがある。したがって、ここで一度知財教育の定義・範囲を整理しておきたい。

知財教育の定義について、例えば内閣府知的財産戦略推進事務局は、「知財創造教育は、「新しい創造をすること」、「創造されたものを尊重すること」を楽しみながら理解させ育むことにより、社会を豊かにしていこうとするものです。」¹と述べている。

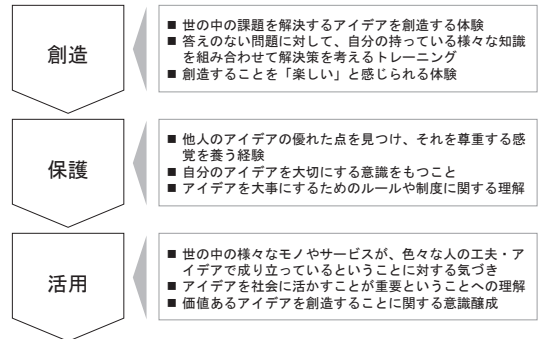
また、世良（三重県立津商業高等学校／日本知財学会知財教育分科会幹事）は、「著作者や創造者に敬意をもって接し、あるいは創意工夫してアイデアを生み出し、発明を生み出すことは「広い意味での知財教育」ということになる。一方、「商標権や特許権などの産業財産権を取得すること」「知財権をビジネスに活用すること」などは「狭い意味での知財教育」すなわち「知財権教育」と言うことができる。この狭義・広義の知財教育を「統合した知財教育」を進めることが重要であると考えられる。」²と述べている。

拙著においても、知財教育のイメージについて「新しいものを創る力＝創造力の育成」「知的財産を尊重する意識＝倫理観の醸成」「知的財産を事業に活用する意識＝起業家精神の醸成」を行うことが、重要であると考えられる。」³と述べられている。

これらに共通して言えることは、知財教育とは、制度やルールの話に限定した狭いものではなく、知的財産を「創造」する能力を養ったり、あるいは創造された知的財産を「尊重」することの大切さに気付かせたり、知的財産を社会に豊かにするために使う意識を持たせたりするような、広い範囲の教育であると捉えていることであろう。知財“権”教育ではなく、知財教育として捉えることが重要ということである。

そもそも、これは我が国の知財政策を振り返れば、当然の考え方とも言える。我が国の知財政策における基本的な考え方は、知的財産の「創造」「保護」「活用」を一体的に回していくこと（知的創造サイクル）によって、産業競争力の強化を図る、というものである。これに立脚すれば、知財教育もやはり「知的財産を『創造』できるようにするための教育」「創造した知的財産を『保護』する意識を高められるようにする教育」「創造した知的財産を社会で『活用』するという視点を養えるようにする教育」を一体で実施できるようなものであるべきである。

図表4 知的創造サイクルの視点から整理した知財教育の要素



資料）筆者作成

繰り返しになるが、決して知財“権”教育を否定するわけではなく、むしろそれも重要なことではある。しかし、知財“権”教育を単独で実施しても、おそらく「なぜそれが重要なのか?」「何のためにそれを学習するのか?」という疑問が児童・生徒には残るはずで、そうならないために知財教育という広い概念を実施することが重要であると考えられる。

3. 我が国に求められる人材像

(1) 社会環境変化の中で求められる人材

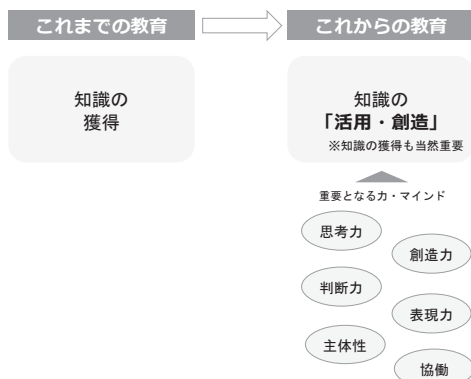
ここまで、知財教育の定義・イメージについての整理を行ったが、そもそも知財教育は本当に我が国が必要とされるものであるのだろうか。この点について、今後我が国に求められる人材像についての議論を紐解きながら考察していきたい。

昨今、様々な場面で指摘されているように、経済のグローバル化や第四次産業革命等を背景に、社会環境は大きく変化してきており、またその変化のスピードもこれまで以上に急速なものとなっている。産業の空洞化、競争環境の激化、人工知能やIoTの普及等がますます進んでいったときに、社会環境はどのようなになるのか。

我が国のこれからを担う人材は、こうした問題に日常的に直面することになる。厄介なのは、あまりに社会変化の範囲が広く、また要素も多いため、こうした問題を対処するためのセオリーがないということである。つまり、我が国のこれからを担う人材は、これまで以上に「答えのない問題」に対する解決策を思考する能力を身につける必要があるということである。

こうした人材を育成していくには、学校教育も当然変わっていく必要がある。これまでのような、各教科・科目で独立して「知識を獲得」するスタイルの教育ではなく、「獲得した知識を活用して、新たな創造を行う思考を訓練」するスタイルへと変わっていく必要があるのではないか。もちろん、新たな創造を行う上で、一定の知識が必要であることは間違いないので、従来のような知識獲得型の教育を否定するものではないが、重要なのは得た知識を組み合わせることで、新たな創造を行うという経験を積ませられるような教育にシフトしていくべきである、という提案である。言い換えると、知識を獲得すること自体を目的とした教育に終始するのではなく、獲得した多くの知識を材料として問題解決のアイデアを創造することを経験する教育にシフトするべきである、ということであり、そのためには思考力や創造力、表現力、主体性等、知識ではないスキルや考え方を身につけることが必要になってくる。

図表5 これから必要となる教育のイメージ



資料) 筆者作成

この点、産業界はいち早くこうしたスキルの重要性を感じているようであり、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)の調査⁴によれば、多くの企業が学生に求める資質・能力・知識として、「主体性」「実行力」「課題設定力」「創造力」「論理的思考力」等を挙げており、そのように回答する企業数は「専門的知識」「基礎知識」と回答する企業数と比べて非常に多くなっている。

大きな社会変化にさらされている企業の実感として、知識そのものよりも、それを活用できる諸能力を有する人材が貴重であるというメッセージとして捉えられるのではないだろうか。

一方で、こうした能力は一朝一夕に身につくも

のではないので、初等・中等教育段階から学校教育で意識して養っていくべきであろう。

(2) 教育はどのように変化してきているのか

では、こうした社会環境の変化を背景として、教育は変わってきているのであろうか。

我が国の教育政策は、世の中の動向等を踏まえて検討されており、その内容を学習指導要領という形で反映することで、全国で統一された方針で公教育を行うことを実現している。したがって、学習指導要領を紐解いていけば、我が国における教育政策の変化をある程度追っていくことが可能であるため、まずはこの視点から分析してみたい。

この分析は拙著⁵でも記載しているところであり、詳細はそちらへ譲ることとしたいが、これまで学習指導要領は社会変化を背景として複数回改訂されてきており、例えば「創造力の育成」という視点が重視される傾向になってきていることが見て取れる。また、平成18年に、59年ぶりに教育基本法が改正されているが、改正後の教育基本法で「創造性」という単語が改正前よりも多く盛り込まれているのも特徴的である。

学習指導要領に話を戻すと、やはり今後予想される大きな社会環境の変化に伴って、教育も変わっていくべきであるという趣旨の議論を経て、平成29年3月に、次期学習指導要領(小学校、中学校)が策定・公示されたところである(小学校は平成32年度より全面実施、中学校は平成33年度より全面実施)。次期学習指導要領について、「新規に追加された箇所」「変更された箇所」を中心に見てみると、知識を獲得するだけでなく、知識を関連付けて新たな創造を行うことを重視した文言が新たに加えられていることがわかる。

図表6 次期学習指導要領で新規追加・修正された箇所(一部抜粋)

- 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、**創造性を**培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。(前文)
- 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や**創造性の涵養**を目指した教育の充実に努めること。(第1章 総

則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割)

- 知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見い出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。(第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価)
- 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。(第2章 各教科 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い)
- よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。(第2章 各教科 第8節 技術・家庭)
- 知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度、技術に関わる倫理観、並びに他者と協働して粘り強く物事を前に進める態度を養うことを目指すこと。(第2章 各教科 第8節 技術・家庭)

資料) 文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年公示)」
より一部抜粋(下線は筆者加筆)

(3) 知財教育との接点

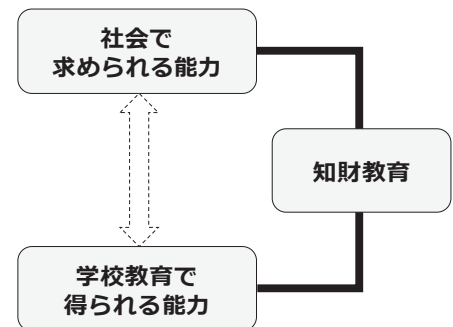
このように、昨今の社会環境変化の影響を受けて、我が国に求められる人材像は変わってきており、それに伴って学校教育も変わろうとしている。この流れ自体は歓迎すべきものであるが、一方で「学校教育において、知識を教えるだけではなく、それを組み合わせて新しい創造をするような場をどのように提供できるのか」という課題が発生する。おそらくではあるが、現行の教員は学生時代にあまりそのような体験をしてきておらず、また教員養成課程においてもそのような手法論等を多く学んできているとは限らない。

社会変化の中で我が国に求められる人材像と、学校教育の変化について述べてきたが、総じてみると知財教育が目指す方向性との親和性が高い。前述のとおり、知財教育は知的財産権制度を知識として学ぶことを目的としているものではなく、世の中の課題を解決するアイデア(知的財産)

を創造できる能力を養うと同時に、そのアイデアを尊重するマインドを醸成し、さらにアイデアを社会へ活かしていく志向を持たせることを目的とした教育である。

この考え方は、まさにこれから我が国で求められる人材の育成に合致したものであり、学校教育へ知財教育の考え方を導入すれば、それが接点となって我が国として求められる人材育成に資する教育を実現できる可能性が高い。社会で求められる能力と、学校教育で得られる能力の隔たりがまだまだ大きい今、知財教育の導入がその懸け橋となれるのではないかな。

図表7 社会と学校の接点としての役割



資料) 筆者作成

4. 今こそ知財教育を

(1) 知財教育の普及にとっては好機

これからの教育に、知財教育がどのように貢献できるのか。これを徹底的に考えて、学校教育の中へどのように浸透させていくかを具体化していくことこそが、知財教育を普及させるために必要なことである。前述のとおり、社会変化に伴って、学校教育も変わろうとしており、その方向性は知財教育が目指すべきものとの親和性が高いため、今こそ知財教育を普及させることについては好機であると考えられる。

(2) 「今こそ知財教育を」を実現するために

では、知財教育の概念を打ち出せば、勝手に全国の学校が導入してくれて、自然と知財教育が広がるかという、その可能性はゼロに近い。そもそも「知財教育」という言葉がまだまだ非常にマイナーであるため、認知すらされていないケースがほとんどである。

知財教育を普及させるにあたって解決しなければ

ばならない課題については、拙著「知財教育を考える (後編)」でも詳述している通り、例えば次の3点が挙げられる。

図表8 知財教育普及に向けた課題

- ① 知財教育の意義が認知されていない
- ② 知財教育を実施できる教員がいない
- ③ 知財教育の取組が学校に定着しない

資料) 筆者作成

①については、やはり学校現場においては「知財」という用語そのものが認知されておらず、「知財教育」と言っても、自分の学校には関係がないものと捉えられがちである。また、中学校や高等学校 (特に普通科) においては、受験と関係ないと思われる教育は敬遠される傾向にある。国をあげて、知財教育の正しいイメージを教育関係者に周知し、これからの教育に必要なものとして教員が理解できるような取り組みを早急に実施する必要がある。

②については、前述のとおり、こうしたスタイルの教育を実施できる教員がまだ不足しているのは確かである。現に、知財教育を取り入れている学校であっても、外部から講師を招聘し、特別授業という形式で年に数回実施するだけにとどまっていることも多い。全ての学校が、年に何度も外部講師を招聘して知財教育を実施できるわけでもないため、知財教育普及のためには「様々な教科・科目で、知財教育の要素を取り入れた実践方法を開発・展開すること」が非常に重要になる。知的財産を「特許」という狭いイメージでとらえてしまったら、結局技術科や理科の一部でしか扱えなくなるが、広く「社会課題を解決するためのアイデア」と捉えたら、社会科や家庭科等まで含めて、あらゆる教科・科目で実施できる可能性が出てくる。今後、どの教科・科目で、どのように知財教育の考え方を取り入れ、どのような授業を展開することができるか、という具体的な設計をしていくことが必要である。これについては、例えば教員免許の更新講習や、教科・科目ごとの研究会等で周知していくことも一案であると考えられる。

③については、こうした取組が一部の学校の一

部の教員だけでしか実施されておらず、なかなか学校全体に根付かない、という問題がある。一部の教員だけでしか実施されていないため、その教員が異動になってしまうと、その学校における知財教育の取組がリセットされてしまう、という事態が発生している。これは、①②の問題とあわせて検討しなければならないが、学校という組織全体の問題であるため、組織に対する影響力を持った教育委員会や校長会等に対して、知財教育の意義をしっかりと説明して、組織として知財教育に取り組んでもらうための環境づくりが必要であろう。

5. おわりに

我が国の将来は、将来を担う人材の質が左右すると言っても過言ではない。本稿で再三述べてきたように、社会環境はいま大きな変化を迎えている。

そのような時代を迎えるにあたり、創造思考を持った人材がいないと、我が国の成長を期待することはできない。また、創造されたアイデアを尊重し、大事に扱う思考を持っていないと、競争環境において予期せぬリスクにさらされる可能性が高くなる。加えて、もはや「良いものを作れば勝手に売れる」という時代でもなく、社会のニーズを捉えて、社会をよくするためにアイデアを創出する、という意識がないと、やはり成長を期待できなくなる。

10年後、20年後、あるいは30年後に我が国が社会変化に対応しながら成長し続けるために必要なことは、今から将来を見据えた「教育」を行い、国全体としてそのような人材を育成していくことである。そして、そのような教育を実現できる手段の一つとして、知財教育があるのではないだろうか。

¹ 内閣府知的財産戦略推進事務局「知財創造教育パンフレット」(2018年3月)

² 世良清「日本の知財教育研究の新しい動き」(日本教育学会第75回大会)

³ 拙著「知財教育を考える (前編) ～知財教育とは何か?～」(政策研究レポート、2018年4月)

⁴ 一般社団法人日本経済団体連合会「高等教育に関するアンケート結果」(2018年4月)

⁵ 拙著「知財教育を考える (後編) ～なぜ今、知財教育か?～」(政策研究レポート、2018年11月)

知的財産研修会

知財活用の局面・目的に応じた **知的財産価値評価の実務**
～プロパテントからプロイノベーションへ進化した時代の知財評価の実務～

本研修会では、企業において知的財産マネジメントに携わる担当者や、知財ビジネスに投資したり支援するステークホルダーの方々を対象に、新しい時代における知財評価のあり方について、講師の経験を踏まえて、知財活用の局面や目的に応じた多様な評価実務のノウハウを、評価モデルとともにご紹介します。

<プログラム>

- | | |
|-------------------------------|--|
| 第一章：知的財産価値評価のために必要な知識 | 【評価モデル1】戦略的知的財産マネジメントの管理を目的とした指標評価 |
| 1. 知的財産価値評価の意義と役割 | |
| 2. 知的財産の価値評価を行うための基礎知識 | 3. 知的財産の移転が適正・公正に取引できるための価値評価 |
| 3. 評価人の心得と留保・制約事項 | |
| 4. 知的財産の価値評価手法の基礎知識 | 【評価モデル2】特許権の移転を目的とする価値評価ガイド |
| A) 資産化アプローチ（定量評価）手法 | |
| B) 用益潜在力アプローチ（定性評価）手法 | 【評価モデル3】商標権の移転を目的とする価値評価ガイド |
| 5. 知的財産価値評価の基本的手順の説明 | |
| 6. 評価対象となる知的財産の種類別（法域別）特有の考え方 | 4. 知的財産のライセンスを目的とする価値評価【評価モデル4】特許権のライセンス料算定ガイド |
| 第二章：局面別・目的別に応じた知的財産価値評価の実務 | 5. 知的財産による資金調達とそのための知的財産価値評価 |
| 1. 局面別・目的別の知的財産価値評価の必要性 | 【評価モデル5】知財活用事業の経済的価値と担保価値の算定ガイド |
| 2. 知的財産マネジメントによる企業価値最大化のための評価 | |

日本弁理士会会員の皆様へ

（一財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

日 時：平成31年2月15日（金） 10:00～16:10（開場 9:30）

場 所：CONFERENCE BRANCH 銀座 E会議室

東京都中央区銀座3丁目7-3 銀座オーミビル 4階

（東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車 A13番出口より徒歩約3分）

講 師：大津内外国特許事務所 所長・弁理士 大津 洋夫 氏

（日本弁理士会 元・知的財産価値評価推進センター副センター長）

お申込：一般財団法人 経済産業調査会 業務部

TEL：03-3535-4881 E-mail：seminar@chosakai.or.jp

参加料：各1名につき（資料代・消費税込）

特別会員 10,000円 普通会員・知財会員 15,000円

特許ニュース・
経済産業公報購読者 18,000円 一 般 23,000円

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

最新のセミナー情報がご覧になれます

経済産業調査会 セミナー

検 索

♪ クレーム解釈 ♪ cf 天体観測

**TH弁護士法人**弁護士・弁理士
職務発明コンサルタント**高橋 淳**

午前二時 事務所にでかいバックを担いでった。
腕にはめた new i watch 雨は降らないらしい
二分後に部下が来た 先行文献の山抱えて
始めようか クレーム解釈 ゴールを目指して
明細書に飲まれないように 精一杯だった
均等侵害までも主張しようとした あの日は
見えないモノを見ようとして 明細書を覗き込んだ
白い地図を切り裂いて いくつも解釈生まれたよ
君からのLINEでさえ 既読スルーを決めこんだ
均等のサインを探し 部下と二人悪戦苦闘
気がつけばいつだって ひたすら明細書読んでいる
リパーゼの定義とか 餅の切込み場所とか
弁護士になってから ずっと探してる
さあ 始めようか クレーム解釈 勝利を目指して

今まで負けた事件は 全部 覚えている
判事の良心までも 掴めなかった痛みも

知らないモノを知ろうとして明細書をのぞき込んだ
均等侵害のための 微かなサイン探したよ
そうして知った痛みを 未だに僕は覚えている
解釈という暗闇 今も一人彷徨ってる

経験を重なるにつれ 伝えたい事も増えてった
準備書面も証拠も 崩れる程重なった

事務所は順調だよ トラブルも少ないよ
ただひとつ今も思い出すよ

予想外れの敗訴判決 泣き出しそうな
君の震える手を 握れなかった あの日を

見えているサイン 見落として 明細書をまた読んでいる
後悔と内省のときを超えて 走り抜くよ

そうして知った痛みを 乗り越えて突き進むよ

解釈という迷宮 今も一人彷徨ってる
もう一度挑戦するため 先行文献詰め込んで

前と同じ午前二時 事務所で駆けてくよ
始めようか クレーム解釈 二分後に部下が来なくとも
解釈という楽園 君と二人楽しんでる

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

**TH弁護士法人**

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500
E-mail jun14dai@gmail.com